

別表2-2 [8の(1)③、(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
 [8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)					
	標準	都市部				
定員20名以下	67,300	74,100				
定員21~30名	70,600	77,700				
定員31~40名	82,000	90,400				
定員41~70名	93,700	103,000				
定員71~100名	121,700	133,800				
定員101~130名	146,400	160,900				
定員131~160名	169,400	186,300				
定員161~190名	192,500	211,700				
定員191~220名	213,900	235,300				
定員221~250名	236,900	260,800				
定員251名以上	263,500	289,600				
特殊附帯工事	10,130					
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)					
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算					
定員20名以下	34					
定員21~30名	25					
定員31~40名	21					
定員41~70名	18					
定員71~100名	14					
定員101~130名	12					
定員131~160名	12					
定員161名以上	10					
土地借料加算	14,900					
地域の余裕スペース活用促進加算	<table border="1"> <tr> <th>標準</th> <th>都市部</th> </tr> <tr> <td>2,170</td> <td>2,450</td> </tr> </table>	標準	都市部	2,170	2,450	
標準	都市部					
2,170	2,450					

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)③及び(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,349	1,484	1,780	1,959
定員21~30名	1,529	1,684	2,020	2,223
定員31~40名	2,040	2,244	2,693	2,964
定員41~70名	2,567	2,825	3,389	3,730
定員71~100名	3,621	3,983	4,782	5,258
定員101~130名	4,347	4,782	5,737	6,311
定員131~160名	5,434	5,978	7,173	7,892
定員161~190名	6,521	7,174	8,609	9,469
定員191~220名	7,608	8,369	10,041	11,048
定員221~250名	8,696	9,565	11,478	12,627
定員251名以上	9,783	10,761	12,914	14,206

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縫越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,403	2,644	3,171	3,489
定員21~30名	2,935	3,227	3,872	4,260
定員31~40名	3,556	3,911	4,694	5,163
定員41~70名	4,939	5,434	6,521	7,173
定員71~100名	7,410	8,152	9,781	10,760
定員101~130名	8,893	9,783	11,739	12,914
定員131~160名	11,118	12,231	14,676	16,142
定員161~190名	12,155	13,371	16,044	17,649
定員191~220名	14,181	15,600	18,720	20,590
定員221~250名	16,208	17,828	21,394	23,533
定員251名以上	18,234	20,057	24,068	26,476

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縫越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。